

ニューヨーク・ シティ・マラソン

石原知事は、平成19年2月に開催する「東京大都市マラソン」の参考とするため、11月6日、ニューヨーク・シティ・マラソンを視察した。走る喜びと市民のホスピタリティに溢れ、市民マラソンの原点と言われる同大会。東京もそうした「市民の祭典」を実現できるか。同大会の概要を紹介する。

「アメリカ最大のパーティー」~ニューヨーク・シティ・マラソン~

11月6日午前10時10分、ブルームバーグ・ニューヨーク市長が撃つ大砲を合図に、ニューヨーク・シティ・マラソンの一般男女の部がスタートした。歓声が轟き、3万7千人の大集団が一斉に走り出す。走る喜びが爆発する。大きな旗を振る者、路上で記念撮影をする者。皆がこの瞬間を楽しんでいる。沿道では小学生が給水ボランティアをし、数十のバンドが繰り出して応援する。「Go, Johnny! (行け、ジョニー!)」「You can do it! (その調子だ、いけるぞ!)」ゼッケンの名前を見て沿道から声援がとび、疲れ果てたランナーを奮い立たせる。普段は冷たく無表情の大都会が、この日ばかりは人々の温かい気持ちで包まれる。



ペラザノ橋を埋め尽くす3万人の一般ランナー (NY市スポーツコミッションHPより)



小学生の給水ボランティア
出典: JAL ブランドコミュニケーション「Agora」2005年10月号



沿道にはバンドも繰り出して大会を盛り上げる。
出典: JAL ブランドコミュニケーション「Agora」2005年10月号

ニューヨーク・シティ・マラソンは1970年に第1回大会を開催、今年(2004年)は36回目となる。大会にはトップ・タイムを競うエリートランナーだけでなく、高齢者や障害者を含む一般ランナーが参加する。2004年大会の参加者は約3万7千人。うち約1万1千人は国外からの参加者である。(英:2,681人、仏:2,040人、日:303人)。

ニューヨーク・シティ・マラソンの最大の特徴は、市民が参加する市民の祭典である点である。市民団体が主催し1万2千人のボランティアが運営を支えるだけでなく、沿道で観戦する地元市民、友人、家族、観光客がランナーに温かい声援を贈り、様々なイベントやバンド演奏が大会を盛り上げる。この大会では観客もまた主役である。

マラソンのコースは、ニューヨークの原点であるスタテン島を出発し、ブルックリン、クイーンズ、ブロンクス、マンハッタンと5つの区をすべて通過してセントラルパークでゴールする。名所・見所を結ぶコースは「都市を語る」というコンセプトを反映。125以上の国・地域で放送され、2億7千万人以上が視聴するテレビ中継を通じて、ニューヨークを世界にアピールする。

沿道の観戦者は200万人以上、米国内外から集まる選手、家族、観光客で大会期間中、市内のホテルは満杯状態となり、NY市内への経済波及効果は162億円にのぼる。

<ニューヨーク・シティ・マラソンのコース>



出典: <http://sportsnavi.yahoo.co.jp/other/marathon/newyork/outline.html>

2004年大会の概要			
開催日	11月の第一日曜日(サブイベントを含めると大会期間は1週間)	運営	ニューヨーク・ロードランナーズ・クラブ Inc.(NYRR)(非営利法人)
レース種目	フルマラソン(42.195km) ・男女エリート部門 ・一般ランナー部門 ・車イス部門 ・ハンドサイクル部門	サブイベント	・インターナショナル・フレンドシップ・ラン(前日/6.4km) ・マラソンエキスポ ・NY市内地区対抗マラソン ・NY市警所轄対抗マラソン
スタート時間	障害者 8:00 車イス 9:05 女子エリート 9:35 5区対抗 9:53 男子エリート、男女一般 10:10	参加料	・NYRR 会員 \$70(7,500円) ・国内参加者 \$80(8,600円) ・国外参加者 \$100(11,000円) ICタグ \$35(使用料、保証金) スタート地点までのバス \$10
参加資格	18歳以上(タイム制限なし)	時間制限	なし
参加者数	37,257人	完走者	36,562人(完走率:98.1%)
賞金	1位:1080万円+車 2位:500万円 3位:324万円(総額5750万円)	最高齢者(2005年大会)	ジョナサン・メンデス 85歳(NY) タイム:8時間3分
大会費用	約11~20億円(詳細不明)	経済波及効果	162億円

経済波及効果の内訳(2003年大会の場合)

項目	経済波及効果	
New York Road Runners	\$19,493,395	21.4 億円
マラソンランナー・招待選手	\$79,869,516	87.9 億円
スポンサー	\$16,243,260	17.9 億円
メディア	\$8,663,072	9.5 億円
観衆	\$14,077,492	15.5 億円
ニューヨーク市	\$1,786,759	2.0 億円
合計(消費地における合計)	\$140,133,494	154.1 億円
地域・国内・世界の総交通費概算	\$14,558,423	16.0 億円

出典:「ニューヨークシティマラソン実態調査報告書」(財)笹川スポーツ財団

本大会のほかに、国際交流のための「インターナショナル・フレンドシップ・ラン」(本大会前日。国連本部をスタートしマンハッタンの中心街を6.4km走る)や「マラソンエキスポ」などのサブイベントが開催され大会期間は一週間に渡る。

この大会には多くの障害者も参加しており、障害者のランニングを支援するNPO「アキレス・トラック・クラブ」が受入れや伴走者でサポートする。障害者は一般部門の数時間前にスタート。毎年、杖をつきながら完走することで有名なゾエ・コポロピッツさん(多発性筋硬化症の障害者)は、早朝にスタートし、30時間以上かけてゴールする。

ゴールは72時間開かれ、毎年約98%の参加者が完走する。「世界一優しいマラソン」と言われるゆえんである。

道路規制は5時間～6時間15分。道路規制解除後も歩道を歩くランナーがいる。

競技団体(アメリカ陸上競技協会)は特にかかわっていない。



インターナショナル・フレンドシップ・ランの参加者
(出典: JAL ブランドコミュニケーション「Agora」2005年10月号)



写真(上3点): (財)笹川スポーツ財団



ゾエ・コポロピッツさん <http://www.taipeimmarathon.org.tw>



写真: <http://community.webshots.com>

【障害者たちの挑戦】 生きる証をかけてニューヨーク・シティ・マラソンに挑戦する障害者たちの姿は、ニューヨークの人々の胸を熱くし、この大会を単なるマラソン大会以上のものにしていく。

木村敏雄さん(1998年大会参加:当時 46 歳) 日本から参加した木村敏雄さんは脳性小児麻痺による四肢障害者。この年は二度目のチャレンジ。木村さんがこのマラソンに参加するのは、制限時間が厳しい日本では参加できるマラソンがないからだ。「ニューヨークでは走るランナーは自分の責任で走るんだから走るチャンスは与えますよ。しかし責任は自分で取ってください。責任は当たり前のことなんですよ。人間みんな同じ。スポーツをやっている人はみんな同じ。そういう感覚で迎えてくれるんですよ。」(NHK・BS特集「感動ニューヨーク・シティ・マラソン～ゴールは人生を変える」より)

...あらゆる障害者を迎え入れるという点で、日本の大会と対照的なのは、(略)ニューヨークシティ(NYC)マラソンである。(略)埼玉県大宮市の加藤浩治さん(46)は、進行性脳性まひの重度障害者。練習中に転んでひざを痛めていたが、あえて初参加した。目標は5キロまで歩くこと。それが沿道の熱烈な応援に励まされ、11キロまで歩いた。さすがにそこでやめたのだが、これはリタイアというより、立派な成功で、加藤さんは感極まって泣き出し、日米混成の伴走メンバーたちももらい泣きしてしまった。やはり脳性まひ重度障害の斎藤亮人さん(39)は、名古屋市から電動車いすで参加した。NYCマラソンでは「電動車いすも体の一部」という解釈が認められ、97年に初完走した。今回は2度目の挑戦だったが、25キロの橋の上でバッテリー故障を起こし、動けなくなった。ところが、近くにいた一般ランナーが何人が立ち止まり、自分のレースを忘れて陽気に電動車いすを押し始め、なんとゴールまで押し続けた。(略)

それにしても、NYCマラソンの奥は深い。民間のニューヨーク・ロード・ランナーズ・クラブ主催による市民主義、人に喜んでもらうことが好きで集まるボランティア、気安く手を振り、拍手を惜しまない警官、マンハッタン目抜き通り1番街を埋めるランナーの大河、熱狂的な応援とお祭り気分、遅いランナーへのいたわり.....。

国籍、人種、言語、年齢などすべての違いを超えて運営される一大イベントのランニング文化に、障害者もまた溶け込んでいる。万人に対応するこうしたNYCマラソンは、建築、日用品からファッションまで、だれでも快適に利用できるデザインとして、近ごろ話題のユニバーサル・デザインをすでに先取りしたスポーツの世界である。市民が主役となるその開放性と公平原則こそ、日本のロードレース大会にも待たれる要素なのだ。

(出典:ニューヨークシティマラソン[毎日新聞ニュース速報 1999年12月2日])

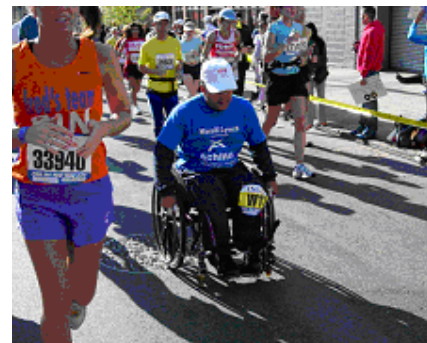


写真:(財)笹川スポーツ財団

【世界の大都市マラソン】

世界の大都市マラソンでは、一般ランナーが参加する市民マラソンが主流。主要大都市で都心の目抜き通りを走る市民マラソンがないのは東京だけと言われている。

ロンドンマラソン 3.6万人 (世界最大のチャリティ・マラソン)

パリマラソン 3.5万人 ベルリンマラソン 4.0万人 シカゴマラソン 4.0万人

北京国際マラソン 2.9万人 ソウル国際マラソン 2.1万人

法人住民税の分割基準の見直し

東京都は、12月に決定される平成18年度税制改正において、法人住民税の分割基準見直しなど、都に対する不合理な財源調整措置が行われる可能性があるとして、国の動きを注視している。

1 法人住民税分割基準の見直しの動き

法人住民税の分割基準見直しについては、昨年12月に発表された平成17年度の与党税制改正大綱において、「法人住民税を含めた地方法人課税の分割基準のあり方について、総合的に検討する」とされたことから、国で議論が行われており、平成18年度の税制改正に盛り込まれる可能性があると見られている。

地方法人課税をめぐることは、既に平成17年度地方税制改正で法人事業税の分割基準が見直され、東京都は平成18年度から約600億円の減収を強いられる。この見直しの際、都は、「東京を狙い撃ちにした一方的な財源調整にほかならない」と強く反発。見直し阻止に向け、関係府省等に働き掛けを行ったものの、「結局、多勢に無勢だった」経緯がある。

この法人事業税の分割基準見直しの背景には、三位一体改革における税源移譲の問題がある。総務省は、3兆円の税源移譲を、住民税の税率フラット化(一律10%化)と所得税の減税により行う見込みであり、この際、補助金等の削減額との関係で東京都へ行き過ぎになる部分については、法人事業税の分割基準の見直しにより調整を行うこととしたと説明している^(注1)。一方、現在議論の俎上に上っている法人住民税の分割基準見直しについては、具体的な説明はまだない。

石原都知事は10月7日の記者会見で、平成18年度税制改正に絡み、政府・与党内に地方法人課税の分割基準を見直す動きが出ていることについて、「一方的にそういった措置を国が講じようとするなら、戦う用意があるとの意思表示をしなければならない」と述べ、行政訴訟も視野に今後の対応を検討する考えを示した。

法人住民税の分割基準見直しの具体的な内容はまだ不明だが、仮に法人事業税と同様の分割基準見直しが行われたとすると、都における影響額は約700億円にのぼると試算されている。このため都は、警戒感を強めており、導入阻止に向け、「断固たる行動」を展開する構えである。

こうしたことから、東京都は11月2日、東京都選出与党国会議員等に対し、次頁のように「税財政制度に関する要請活動」を行った。

税制改正・今後のスケジュール

- ・政府と与党の協議
11月末に政府・与党合意
- ・与党税調
12月中旬に与党税制大綱
- ・総務省、財務省協議
12月中旬に地方財政対策決定(18年度の地方財政の全体像)

(注1) 平成17年11月11日全国都道府県議会議長会における総務省自治財政局長発言など

税財政制度に関する要請活動

平成17年11月2日

要請書骨子（抜粋）

三位一体改革で国の省庁は、地方の自主性の拡大という本来の趣旨からは程遠い内容で決着を図ろうとしている。生活保護に対する地方負担の拡大などは、もつてのほかである。

留意すべきは、根拠もなく流布された「東京独り勝ち論」に基づき、東京に対して不合理な財源調整を強化しようとする動きである。17年度税制改正で、都には600億円もの減収となる法人事業税の分割基準見直しが強行されたが、こうした措置は二度と許すことがあってはならない。

法人住民税の分割基準見直しも検討されているが、地域の構成員に広く負担を求める会費的性格の税であり、見直しに根拠がないことは誰の目にも明らかだ。

地方特例交付金が来年度以降、継続されるのかについても安閑としている状況にはない。

2 法人税事業税・法人住民税の性格と概要

法人事業税は、法人の事業活動自体に担税力が内在していることに着目する一方、都道府県の提供する行政サービスを享受する対価として、行政サービスに必要な経費に充てるため法人等に負担を求める税である。

法人住民税は、地方団体の構成員である住民としての法人が、その行政に要する経費を個人と同様に広く負担する税で、会費的性格の税である。個人住民税と同様、地方団体の最も基本的な税である。

<表1 法人事業税・法人住民税の概要>

	法人事業税	法人住民税
税の性格	応 益 負 担 法人の事業活動と地方団体の行政サービスとの受益関係に着目して、本来、事業活動規模に応じて負担すべき税	負 担 分 任 地域社会の費用を広く分かち合うため、法人にも負担を求める税
課税標準	所得金額 + 外形標準(付加価値額・資本金等) 又は 資本金1億円超の法人が対象 収入金額 (電気、ガス、生保、損保)	法人税割 : 法人税額 均 等 割 : 資本等の金額に応じ定額
課税団体	都道府県	都道府県及び市町村 [都の特例]23区内では、都が特別区分を合わせて課税 * 都が徴収した特別区民税相当分のうち、52%が都区財政調整交付金の原資
徴税方法	法人が各地方団体ごとに申告納付	同左
都の税収額	1兆668億円(16年度決算見込み)	7,308億円(同左) うち特別区民税相当分:5,160億円

都における法人事業税の税収額は1兆668億円(平成16年度決算見込額)で税収の25.1%を占める基幹税である。法人住民税は7,308億円(同)で一部は都区財政調整交付金の原資である。

法人住民税は「法人税割」と「均等割」とからなる。均等割額は資本金等の額により定額（表2参照）法人税割は法人税額を課税標準として市町村民税では12.3%、都道府県民税では5.0%が標準税率である。都においては資本金1億円以上又は所得金額2500万円超の法人に超過課税を実施しており、都民税相当分6.0%、市町村民税相当分14.7%（23区内）となっている。このうち、分割基準の対象となるのは法人税割である。

<表2 法人住民税・均等割額>

資本金等	従業者数	均等割額
50億円超	50人超	380万円
	50人以下	121万円
10 50億円	50人超	229万円
	50人以下	95万円
1 10億円	50人超	53万円
	50人以下	29万円
1千万 1億円	50人超	20万円
	50人以下	18万円
1千万円以下	50人超	14万円
	50人以下	7万円

（23区内に主たる事務所等がある場合）

3 分割基準とは

法人の事務所・事業所が2以上の地方団体にあるとき、当該法人の課税標準である所得等を一定基準に従って分割し、その分割された課税標準額について各地方団体が課税権を行使する。この分割に用いる基準を「分割基準」という。

平成17年度現在の分割基準は次のとおり。

<表3 法人事業税・法人住民税の分割基準（平成17年度）>

	法人事業税	法人住民税
製造業	事務所・事業所の従業者数 *ただし資本金1億円以上の法人では 工場の従業者数を1.5倍	事務所・事業所の従業者数
非製造業	1/2を事務所・事業所数 1/2を従業者数	
電気供給業	1/4を事務所・事業所の固定資産額 3/4を発電所の固定資産額	
ガス供給業・倉庫業	事務所・事業所の固定資産額	
鉄道業・軌道業	軌道の延長キロメートル数	

（法人事業税分割基準における見直しの経緯）

法人事業税は、当初、従業者数を分割基準としていたが、大都市から税源を吸い上げる目的でこれまで数度にわたり分割基準の不合理な見直しが行われてきた。

<表4 不合理な分割基準改正の推移>

区分	昭和37年度改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度
製造業	従業者数	資本金1億円以上の法人 本社従業者数は1/2	→	資本金1億円以上の法人 工場従業者数は1.5倍	本社従業者数の1/2措置を廃止
非製造業	銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円以上の法人 本社従業者数は1/2	同上
	証券業	従業者数	→	同上	同上
	サービス産業（ ）	従業者数	→	同上	同上
					1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の1/2措置を廃止

電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く

<表5 不合理な分割基準の改正による都の減収額の推移> (単位：億円)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
減収額	503	577	566	501	421	507	539	452	476	551	533

平成16年度は補正予算、平成17年度は当初予算である。

17年度改正では、サービス産業等について、課税標準の2分の1を事務所数で、残り2分の1を従業者数で分割する方式を採用。これに伴い、資本金1億円以上の大企業を対象とした、本社管理部門の従業者数を半分に割り落とす措置を廃止した。

見直しの理由について、平成17年度与党税制改正大綱は「アウトソーシング(外部委託)の活用やIT(情報技術)化の進展などといった法人の事業活動の変化を踏まえ、税源帰属の適正化を図るため」とする。総務省は、国・地方税財政の三位一体改革で3兆円規模の税源移譲を行った場合に税収が集中しやすい都から、約600億円を他の道府県へ分散でき、結果として地方間の税収格差の調整が可能になると説明している。

<法人事業税分割基準見直しへの都の反論>

1 財源調整を税制改正で行うことはおかしい

分割基準の見直しに関する問題は、あくまでも複数の都道府県に跨って事業活動を行っている法人に対する法人事業税の「課税権の帰属」の問題として捉えるべきである。財源配分の問題ではなく、地方団体間の財源調整を行うための手段でもない。したがって、分割基準の見直しは、所得税から個人住民税への税源移譲や、国庫補助負担金の縮減廃止の効果等と絡めて論議されるべき問題ではない。

2 見直しの必要性に関する国の主張には根拠がない

国の主張1 全国に占める東京都の法人事業税収のシェアが拡大しており、事業活動の規模を表す県内総生産のシェアと大きく乖離している。

国の主張1:都のシェアの変化

	H3-5年度	H12-14年度	増減
法人事業税収	21.5%	23.7%	▲2.2増
県内総生産	16.6%	16.9%	→0.3増

都の反論1 分割基準は2以上の都道府県に跨る法人(分割法人)に関する問題であり、分割基準が適用されない都内法人を含めて法人事業税収のシェアを比較することは不適當。税収のシェアが伸びているのは都内法人であり、分割法人はそれほど伸びていない。

都の反論1:都の法人事業税のシェアの変化

	H3-5年度	H12-14年度	増減
分割法人分	22.7%	23.6%	→0.9増
都内法人分	20.4%	26.8%	▲6.4増

県内総生産には法人事業税が課税されない政府や個人、赤字法人も含まれており、県内総生産と比較することは不適當。

出典:主税局資料

都の反論2:事業所数の変化と付加価値額の変化

国の主張2 IT化、アウトソーシング化等の進展により従業者数の重要性が低下しているため、より適切な分割基準として事務所・事業所数を併用すべきだ。

	H8年	H16年
事業所数 (所)	2,994,096	▲2,836,888
付加価値額(百万円)	269,721,620	▲274,199,551

都の反論2 近年、事業所数は減少傾向にあるが、付加価値額は増加している。事業所数は、法人の事業規模を捉える指標として適切とは言えない。

出典:「東京都における法人事業税の税収分析と分割基準の見直しに関する一考察」『税』2005年11月号

法人における付加価値のうち人件費は69.8%(平成16年度)を占めており、依然として事業規模を捉える指標として重要である。

個人をめぐる 税制改革の動向

少子高齢化の進展、国や地方の財政状況悪化等を受け、将来を見据えた税制改革の検討が本格化している。所得税、消費税など個人をめぐる税を中心に、現在の税制構造の問題点、海外諸国の状況、税制調査会等における検討状況などを紹介する。国民に理解を得られる将来的な租税負担の全体像を示すことが求められている。

1 社会経済状況の変化と税制改革の現状

(1) 未曾有の財政悪化

国と地方の長期債務残高が平成17年度末で774兆円にのぼるとともに、国の一般会計予算の半分は、国債で賄う深刻な財政状況にある(図1)。

少子高齢化の進展による年金、医療費等の社会保障費も急増(毎年約1兆円ずつ増大)

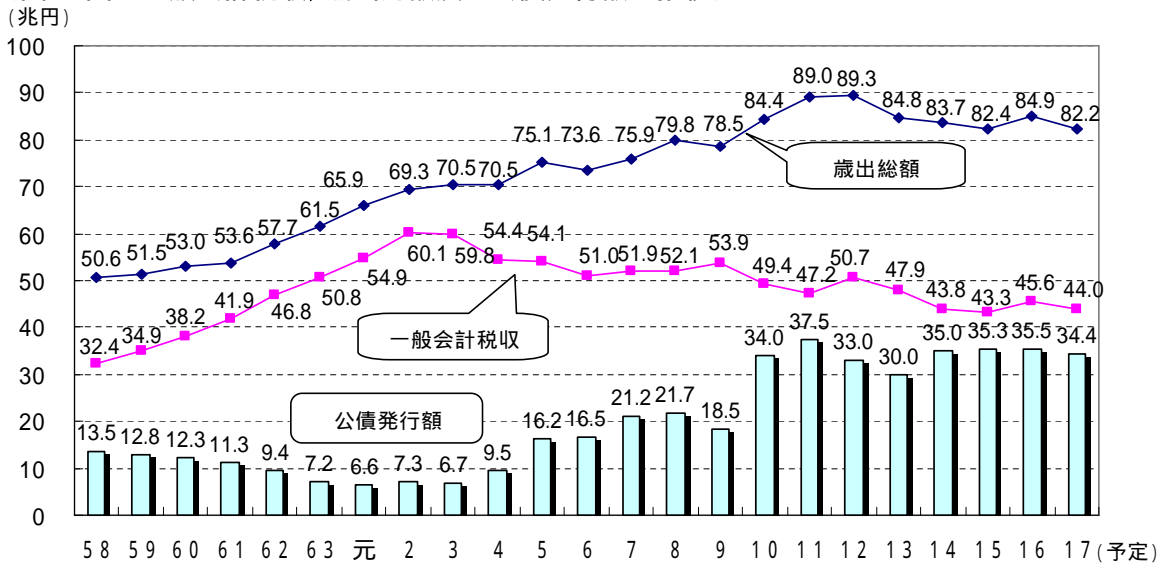
行財政改革による歳出削減努力の徹底を前提として、近い将来には、歳入の根幹である所得税及び消費税等について抜本的改正が課題になっている(表1)。

【表1 税制改革の動向】

1980年代	サラリーマン重税感	複雑な物品税
	所得税フラット化 (1988)	消費税の創設 (1989)
1990年代	景気対策	企業圧力
	所得税減税	法人税減税
将来	税収確保(所得税・消費税の引き上げ) 少子・高齢化にふさわしい税制	

出典：三菱総合研究所調査レポート(2004.9)

【図1 国の一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移】



出典：財務省資料より作成

(2) 社会状況の変化に伴う税制改革の現状

個人に係わる主な税としては、所得課税である所得税、個人住民税、消費課税である消費税、資産課税である固定資産税、相続税、等がある。

昨今の緩やかな景気回復を受け、平成11年に小渕内閣が景気対策として導入した恒久的減税のうち「定率減税」については、すでに平成18年から2分の1(現行：所得税額

の20%（最大25万円）になることが決まっている(表2)。

また、各所得控除の見直しについては、現在のところ中長期的課題とされているが、会社員、専業主婦、子供2人の家庭をモデルケースとした課税体系を、非正規雇用や働く女性の増大など、雇用・家族形態の多様化に応じてどのように見直していくか、消費税との見合いで、どの程度の国民負担にしていくべきかが焦点となっている。

さらに、地方分権改革のなかで国から地方への税源移譲が、所得税から個人住民税への3兆円規模の移譲という形で、平成18年度税制改正において実現見込みであることから所得課税の簡素化、度重なる減税措置による税制構造の歪みの是正が求められている

【表2 2005年の所得税・住民税額と定率減税等による税負担増減額(給与所得者)】

<夫婦及び子供2人の世帯>

(単位：万円)

給与収入額	200	300	500	700	1,000	1,200
納税額	0	0.77	16.0	37.7	95.2	143.3
定率減税による 軽減額	0	0.14	3.5	8.2	17.8	25.0
定率減税半減による 増加額	0	0.07	1.8	4.1	8.9	12.5
配偶者特別控除一部 廃止による増加額	0	0.77	4.4	5.8	9.4	10.1

出典：国立国会図書館 ISSUE BRIEF(2005.2)

2 個人所得課税の変遷とその影響

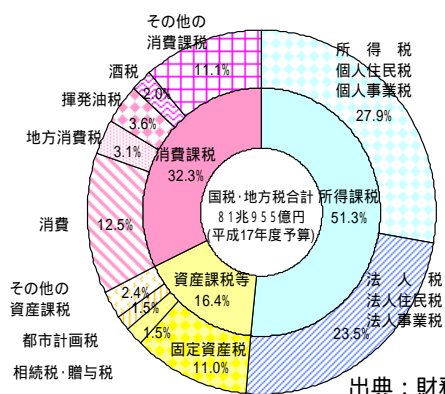
(1) 主な個人所得課税の改革

バブル経済の発生と終焉、長期の景気低迷への対応等から、度重なる税制改革が実施されてきた(表3)。

【表3 個人をめぐる主な所得税改革の概要】

年度	概要
1987～88	最高税率引き下げ(60%→50%)。一部の控除拡大、配偶者特別控除創設
1994	給与所得控除、配偶者控除、扶養控除の拡大
1999	最高税率引き下げ(50%→37%)、定率減税の実施など「恒久的減税」
2003	配偶者特別控除の原則廃止

【図2 税収に占める各税目の割合】



出典：財務省資料より作成

(2) 税制構造の歪み

1991年度に26兆7千億円あった所得税収が、景気悪化、減税措置等により、2005年度見通しでは14兆3千億円とほぼ半減すること。

納税者の8割が最低税率の10%に集中していること。

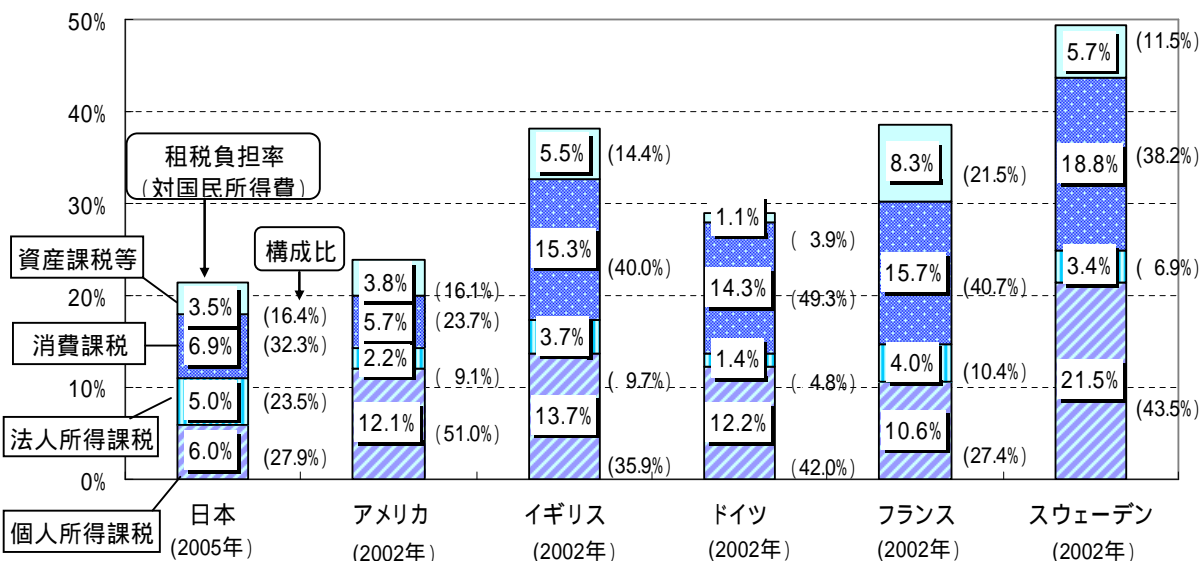
等、所得税が空洞化し、税制構造に歪みが生じていると言われている。

(3) 海外諸国との比較

海外先進諸国との比較によると、日本国民の租税負担率は、低い傾向にあり、なかでも個人所得課税及び消費課税の割合が低いことが特徴とされている(図3、表4)。

【図3 各国租税負担率に占める各税目の割合】

出典：財務省資料より作成(図3、表4)



【表4 海外各国の付加価値(消費)税率】

平成 17 年 1 月現在

国名	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	フィンランド	デンマーク	スウェーデン	オーストリア
税率	19.6%	16%	17.5%	20%	22%	25%	25%	20%
付加価値税導入年	1968年	1968年	1973年	1973年	1964年	1967年	1969年	1973年

3 見直しに向けての検討状況とその方向性

(1) 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」(平成 17 年 6 月 21 日)

現在所得に応じ、税率は 10, 20, 30, 37% の 4 段階。主な控除と方向性は下表のとおり。「中長期的な課題も含め、全般にわたる幅広い論点について考え方を整理」との位置づけ。

種別	現状	報告書の示す方向
基礎控除	38 万円	非正規雇用者の拡大など雇用形態多様化。 特別な斟酌をする必要減少、確定申告で経費を差し引く特定支出控除の対象拡大
配偶者控除	38 万円	結婚により担税力がどう影響を受けるかはまちまち。 根本的な見直し必要
扶養控除	38 万円	対象者に年齢制限を導入することを検討すべき
特定扶養控除	63 万円	特定の世帯の負担軽減にねらいを絞った存立趣旨は失われた。廃止
退職所得	2分の1を対象として課税	短期間勤務でも同様の軽減措置 平準化のため課税強化必要

(2) 衆院選における各党公約

出典:東京新聞(平成 17 年 9 月 3 日)

各 党	概 要
連立与党	財政支出の増大を抑制。民間経済活動を活性化する制度改革を最優先。サラリーマン増税は行わないと宣言
自民	2010 年代初頭に基礎的財政収支の黒字化実現。サラリーマン増税の考えはとらない。2007 年度をめどに消費税を含む税体系を改革
公明	10 年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目標に。2007 年度をめどに消費税を含めた税制改革実現
民主	3 年間で 10 兆円歳出カット。8 年間で基礎的財政収支を黒字化。2008 年度予算で国債発行額 30 兆円未満に。
共産	庶民大增税に反対。史上最高益の財界・大企業に相応の負担要求

(3) 自民党財政改革研究会中間報告(平成 17 年 10 月 24 日)

徹底した行財政改革の実施により、税と保険料負担を合わせた国民負担率は、50%以内に止まるよう歯止め。

国の財政再建に向け、少子高齢化に伴い急増する年金や医療、介護などの財源として消費税を社会保障目的税化する方針明記

自治体は課税自主権を積極的に活用

来年 3 月に最終報告、6 月の財政改革プランに反映

(4) 政府税制調査会税制改正答申(平成 17 年 11 月 25 日) ()内は新聞報道による

所得税と個人住民税の定率減税は、経済状況を見極め廃止すべき。(平成 19 年～)

所得税から個人住民税への税源移譲は、個々の納税者における税負担の変動を極力小さくすることに十分留意し、所得税と個人住民税の役割分担を明確化すべき。

(個人住民税は 10%にフラット化し、所得税に低所得者の負担が増加しないよう、5%の税率を創設。一方、所得税の最高税率を 37%から 40%に引き上げる方向)

(5) 東京都税制調査会答申(平成 17 年 11 月 24 日) 関連部分抜粋

「一物四価」といわれ、複雑化、訴訟も頻発している固定資産税制を簡素化し、地方が自らの意思でその制度のあり方を決定することが可能な、より柔軟で分権的な制度とする必要

地方への税源移譲実現のため、地方消費税の充実が必要

4 世論の動向

内閣府が平成 17 年 10 月 24 日に発表した「高齢社会対策に関する特別世論調査」によると(全国 20 歳以上 3000 人対象中 1896 人回答、調査期間平成 17 年 9 月 8 日～18 日)「たとえ現役世代・将来世代の税や保険料の負担を増やすことになっても、現在の水準はできるだけ維持すべきだ」44.4%で、より充実を図るべきだ 22.0%とあわせ 66.4%。

また、高齢者も支え手・担い手にまわるべきという見方については、「そう思う」人が 88.5%の結果であった。

5 今後の課題

12月中旬に与党の税制調査会が、平成18年度税制改正大綱を決定する予定。

平成17年10月31日の谷垣財務相記者会見で、消費税率の引き上げを含む税財政改革について、平成19年の通常国会に法案を出すとの発言があったが、歳出削減が財政健全化に向けた最優先課題、増税ありきや時期の明示は拙速（平成17年11月7日）という考え方が、小泉首相をはじめ与党の大勢を占めている状況。

今後、抜本的な個人をめぐる税制改革を実施するうえで、

納税者番号制度の検討、給与所得者の特定支出控除の範囲の拡大、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」（現在日本は帳簿方式）の採用検討等、自営業者や農家の所得捕捉率が低いと言われること、給与の個人差が広がる中での増税方向であること等からくるサラリーマンの不満感、不公平感をどのように軽減するかが課題である。

消費税を1%上げると税収は約2.5兆円増える。給与所得控除を3分の1縮小すると2.3兆円増収と言われており、今後いかに所得・消費・資産のバランスをとっていくかが課題。資産に着目した税制の導入、持てる高齢者の負担拡大など、新たな視点による国民租税負担のあり方検討が必要である。

定率減税廃止、所得税各種控除見直し、消費税率引き上げ、社会保障費負担の増大など、国民にとっては、どこまで負担が増えていくのが見えないという懸念が生じる可能性がある。

早期に社会保障費を含め、どのように国民が租税負担をしていくか、全体像を見せることが必要である。